



## 税

### 固定資産税・都市計画税

#### 第4期納期限 12月25日(月)

お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、支所で、納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※キャッシュレス決済でも納付できます。

問合先 税務課納税

担当(2階②番窓口)

☎939・1066



### 12月は「税込確保重点月間」

お勤めなどにより平日日中に都合がつかない方のために、臨時に納税窓口を開設します。電話による納税相談も受け付けます。

【夜間納税相談窓口】 12月5日(火)

～8日(金) 17時30分～20時

問合先 税務課納税担当(2階②番窓口)

☎939・1066

### 大阪府からのお知らせ

府では、12月を「税込確保重点月間」と定め、「税の公平性」と「自主財源である府税収入の確保」のために府内の市町村と連携し、滞納者に対する徹底した催告や財産の差押えなどの一斉滞納整理を実施します。

税金は納期限までに納税いただきますようお願いいたします。

問合先 大阪府南河内府税事務所

☎0721・25・1131

### 国税に関する相談は、専用ダイヤルへ

11月から、国税庁の全国統一相談専用ダイヤルがスタートしました。

所得税や源泉徴収、年末調整など国税に関するご相談の際は、是非ご利用ください。

☎0570・00・5901(ナビダイヤル)

月～金曜日 8時30分～17時

問合先 富田林税務署

☎0721・24・3281

### 【後期高齢者医療】

#### 健康診査・歯科健康診査

年度中に1回、無料で受診できます。詳しくは、4月下旬から5月上旬にかけて(4月以降に75歳となる方には誕生月の翌月)お送りした、健康診査の受診券と、「歯科健康診査のお知らせ」をご覧ください。

また、藤井寺市・羽曳野市の住民健康診査実施機関で健康診査を受診する場合は、市が実施する「住民健康診査(無料)」を同時に受診できます。

**受診方法** 事前に医療機関へお問い合わせの上、保険証と受診券(歯科健康診査には受診券はありません)をお持ちください。

※次の方は対象外です。

・病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方

・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方

問合先 保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口)

☎939・1186

### 国民年金の付加年金制度

国民年金の定額保険料(令和5年度は月額16,520円)に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、将来受給する老齢基礎年金に付加年金が上乘せられます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。申込方法など詳しくはお問い合わせください。

**対象** 国民年金の第1号被保険者及び任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)で、国民年金基金に加入していない方

〈例〉付加保険料を10年間納付した場合

【納付総額】

400円×120月(10年)=48,000円

↓

【受給付加年金(1年分)】

200円×120月(10年)=24,000円

申込・問合先 保険年金課国民年金担当(1階②番窓口)

☎939・1181

## くらしの情報



## 保険・年金

### 整骨院・接骨院、はり・灸・あんま・マッサージのかかり方

健康保険が適用されるケースは次のとおり限られていて、単なる肩こり、筋肉疲労や疾病予防などは全額自己負担です。

#### ①整骨院・接骨院での施術

骨折・脱臼・打撲・捻挫(肉ばなれを含む) ※骨折・脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

#### ②医師が必要と認めた次の施術

【はり・灸】 神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

【あんま・マッサージ】 筋まひ・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例 ※保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書が必要です。

#### (注意)

- ・保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷や対象の疾患の治療を受けている間は、柔道整復、はり・灸などの施術を受けても保険などの対象にはなりません。
- ・施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数などを確認し、署名してください。
- ・医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。

#### 問合先

##### 【国民健康保険制度】

・保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

##### 【後期高齢者医療制度】

・大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06・4790・2031

・保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186



### 男女共同参画推進審議会委員

市では、男女共同参画推進施策について意見を聴くため、審議会を設置しています。市民の皆さんの意見を反映するため、市民委員を募集します。

**募集人数** 2人

**任期** 令和6年4月1日から2年間

**資格要件** 市内在住、在勤、在学で

平日の日中の会議に出席できる方

**報酬** 日額9,500円(会議1回につき)

**募集期間** 12月1日(金)～令和6年1月12日(金) ※消印有効

**選考方法** 志望動機、活動内容などを審査

**応募方法** 市オンライン窓口もしくは所定の応募用紙にて記入の上、郵送、ファックス、電子メール又は窓口で



**応募・問合せ**

〒583-8583 (住所記載不要)協働人権課人権推進担当(1階④番窓口)

☎939・1059 FAX952・8981

📧kyoudou-jinken@city.fujiidera.lg.jp

### 各種情報

#### マイナンバーカード 交付臨時窓口

**日時** 12月16日(土) 9時～12時

※カード交付業務のみ行います。

**場所** マイナンバー総合窓口(市役所地下1階食堂横会議室)

**交付に必要なもの** 交付通知書(ハガキ)、通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)、本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◆予約いただくとスムーズにご案内できます。市公式LINEアカウントからも予約できますので、是非ご利用ください。



**問合せ** 市民課マイナンバー担当 ☎939・1111(内線1220)

#### 政治家等の寄附の禁止

年末年始は、お歳暮などの贈り物やお祝い事をする機会の多い時季ですが、政治家(立候補をしようとする者も含む)等が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者がそれらを求めることも公職選挙法で禁止されています。

**問合せ** 選挙管理委員会事務局(3階⑤番窓口) ☎939・1388



### 福祉

#### 「歳末たすけあい募金」にご協力を

赤い羽根共同募金運動の一環として、12月1日～31日まで「歳末たすけあい運動」を行います。寄せられた募金は生活に困窮されている方の支援のために活用されます。ご協力をお願いします。

**募金の受付・問合せ先** 藤井寺地区募金会(藤井寺市社会福祉協議会内) ☎938・8220

### 環境・安全

#### 住まいの耐震診断を支援

耐震診断は概ね5,000円(※)の負担で受けられます。

※自己負担の目安は、建売住宅などの標準的な木造住宅で診断費用が55,000円(消費税込)の場合。

**対象建物** 昭和56年5月31日以前に建築されたもので現に使用されているもの

**対象者** 対象建物を所有する個人又は法人

**補助金額** 【木造住宅の場合】耐震診断費用は1㎡あたり1,100円以内(上限50,000円)

※その他要件により対象とならない場合もありますので、事前に必ずお問い合わせください。

**問合せ先** 都市計画課 開発指導・空家対策担当(4階④番窓口) ☎939・1207



my favorite

## あなたの撮影した 写真が広報に!?



△父母の誕生日をみんなでお祝い。/チカヨ



△メリークリスマス/ブッコ



▲今年4月に生まれた我が家のアイドル。10月で0.5歳になりました。大好きちゃんです。/QP